第105回
定時株主総会招集ご通知

日 時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

場 所　神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号
当社 神戸本社総合管理センター　１階ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

議 案
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

招集ご通知…… 1
事業報告…… 2
連結計算書類…… 19
計算書類…… 27
監査報告書…… 33
株主総会参考書類…… 39

三ツ星ベルト株式会社

証券コード 5192

株主各位

（証券コード 5192）
2020年６月11日

神戸市長田区浜添通４丁目１番21号
三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長　垣　内　　一

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申しあげます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号
当社　神戸本社総合管理センター　１階ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第105期（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第105期（自 2019年４月１日　至 2020年３月31日）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.mitsuboshi.com/ ）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半から世界経済の景気鈍化の影響を受け、国内企業の収益は製造業を中心に減少傾向に推移いたしました。海外においては、米中貿易摩擦の影響や中国経済の景気減速等により、世界経済全般に変調をきたし、さらに、年明けからは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国内外の経済活動は急速に低下し、深刻な状況に陥りつつあります。

このような環境のもと、当社グループは販売活動並びに生産体制の強化を図るとともに、経営の効率化と一層のコスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高71,051百万円（前連結会計年度比1.3％減）、営業利益7,299百万円（前連結会計年度比10.2％減）、経常利益7,659百万円（前連結会計年度比14.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,464百万円（前連結会計年度比11.2％減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

自動車用ベルトは、補修用の売上高は前連結会計年度並みで推移し、組み込みライン用は新製品の販売が増加したことや、新機種への採用などから売上高が増加し、全体では前連結会計年度と比較して微増となりました。

一般産業用ベルトは、射出成形機や工作機械などの市場の落ち込みにより、売上高が大幅に減少しました。合成樹脂素材は製造業全体の設備投資の抑制により影響を受けたことから売上高が減少し、また、ＯＡ機器用ベルトはユーザの生産台数の減少の影響により売上高が減少しました。

一方、搬送ベルトは、ゴムコンベヤベルトの販売が好調であったものの、樹脂ベルトは食品業界向けの売上高がわずかに減少したことから、全体では微減となりました。

その結果、当事業の売上高は27,266百万円（前連結会計年度比4.0％減）、営業利益は6,486百万円（前連結会計年度比9.1％減）となりました。

【海外ベルト事業】

自動車用ベルトは、欧州では四輪車用と二輪車用の売上高がいずれも減少しました。米国ではスノーモービルや多用途四輪車向け変速ベルトの販売が堅調に推移しましたが、四輪車向けの売上が減少したことから、前連結会計年度並みとなりました。一方、アジアでは東南アジアにおいて二輪車用の需要が好調に推移したことなどから、売上高が増加し、全体でも前連結会計年度と比較して増加となりました。

一般産業用ベルトは、米国は横ばい、欧州では補修用がわずかに増加しました。また、アジアでは農用機械向けが減少したものの、風力発電用の需要拡大により、全体では前連結会計年度並みとなりました。

ＯＡ機器用ベルトは日系ユーザ向けの販売が低下したことから、売上高が減少しました。

その結果、当事業の売上高は現地通貨ベースでは前連結会計年度を上回る結果となりましたが、為替が円高に推移していることにより邦貨ベースでは減少し、32,495百万円（前連結会計年度比1.3％減）、営業利益は3,446百万円（前連結会計年度比1.0％増）となりました。

【建設資材事業】

建築部門は公共や民間の改修工事物件が増加したことから売上高が増加し、土木部門も廃棄物処分場などの大型工事物件を中心に売上高が伸長しました。

その結果、当事業の売上高は6,872百万円（前連結会計年度比15.0％増）、営業利益は261百万円（前連結会計年度比5.5％増）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、金属ナノ粒子を応用した新製品、仕入商品等が含まれております。

その他の売上高は4,417百万円（前連結会計年度比6.2％減）、営業利益は55百万円（前連結会計年度比69.2％減）となりました。

（事業別売上高・営業利益）

	国内ベルト事業	海外ベルト事業	建設資材事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	27,266	32,495	6,872	4,417	71,051	－	71,051
営業利益	6,486	3,446	261	55	10,249	△2,950	7,299

（注）1．売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。
2．営業利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2．設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、ユーザニーズに対応できる供給体制の構築を目的として、基幹システムの更新、自動車用機能システム部品の製造設備やベルト製造設備の増設を行うとともに、試験設備の増強、国内外における老朽化設備の更新など、総額5,964百万円の設備投資を自己資金で実施いたしました。

3．対処すべき課題

当社グループでは、原材料コストの高騰やアジア諸国での人件費の増加、為替変動の影響に加え、新型コロナウイルスの感染に伴う景気悪化により収益の圧迫が懸念されますが、このような状況に対応するため、当社グループ全体で一段と経営の効率化とコスト削減に取り組むとともに、柔軟な生産体制の確立と販売体制の強化並びに強固な財務体質づくりを推進いたします。また、次世代の産業分野のニーズに対応できる「高機能、高精密、高品質な製品づくり」を目指すため、引き続き研究開発体制の強化・充実を図り、業績の確保に努めてまいる所存であります。

4．財産及び損益の状況の推移

区　　分	第102期 (2017年３月期)	第103期 (2018年３月期)	第104期 (2019年３月期)	第105期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　　上　　高 (百万円)	66,396	69,594	72,002	71,051
経　　常　　利　　益 (百万円)	8,487	8,808	8,945	7,659
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,663	6,252	6,157	5,464
１株当たり当期純利益	216円29銭	206円65銭	203円50銭	183円61銭
総　　資　　産 (百万円)	89,912	95,802	102,814	101,154
純　　資　　産 (百万円)	63,136	68,348	72,419	71,953
１株当たり純資産額	2,086円41銭	2,258円96銭	2,393円66銭	2,474円56銭

(注) １．「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
２．「１株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
３．2018年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。第102期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

■ 売上高

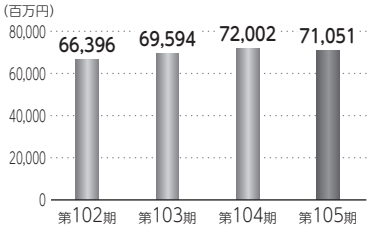

■ 経常利益

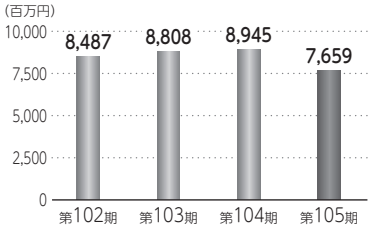

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

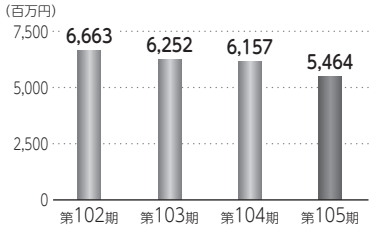

■ １株当たり当期純利益

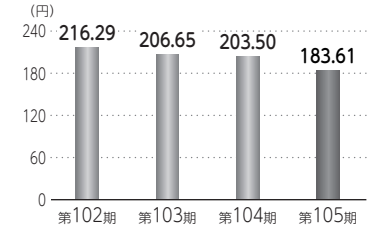

■ 総資産 / 純資産

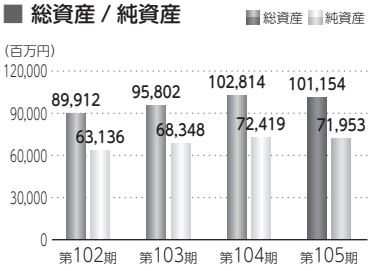

■ １株当たり純資産額

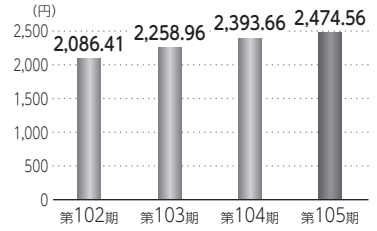

5．重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション	30,000千 米ドル	% 100.0	ベルトの製造、販売
スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド	1,200,000千 タイバーツ	直接所有 94.92 間接所有 5.08	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド	30,000千 米ドル	直接所有 68.9 間接所有 31.1	ベルトの製造、販売並びに海外への販売等の統括業務
蘇州三之星機帯科技有限公司	163,710千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	900,000千 インドルピー	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000千 米ドル	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー	4,184千 ユーロ	100.0	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト技研㈱	百万円 400	100.0	生産システムの開発、試作
ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア	3,000千 米ドル	直接所有 99.67 間接所有 0.33	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト販売㈱	百万円 98	100.0	ベルト、その他ゴム製品及び合成樹脂製品の販売
上海共星機帯国際貿易有限公司	2,483千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの販売

6．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。

各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主な製品
国内ベルト事業	自動車用ベルト、一般産業用ベルト、ＯＡ機器用ベルト、搬送ベルト、その他ベルト
海外ベルト事業	
建設資材事業	建築用防水シート・土木用遮水シート及び関連製品
その他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、その他

7．主要拠点等（2020年３月31日現在）

当社	本社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営業所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事業所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子会社	国内	・三ツ星ベルト技研㈱（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣㈱（東京都中央区）
	海外	・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帯科技有限公司（中国） ・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帯国際貿易有限公司（中国）

8．従業員の状況（2020年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）数
国内ベルト事業	1,156 人	12 人
海外ベルト事業	2,519	△79
建設資材事業	62	4
その他	314	△8
全社（共通）	226	6
合計	4,277	△65

（注）従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

9．主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱三菱UFJ銀行	2,610 百万円
㈱三井住友銀行	1,108
㈱日本政策投資銀行	620

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　130,000,000株

２．発行済株式の総数　　32,604,198株（自己株式 3,527,018株を含む。）

３．株　　主　　数（前期末比 329名増）　4,632名

４．大　　株　　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	3,006 千株	10.34 %
日本マスタートラスト信託銀行㈱	1,514	5.21
㈱三菱UFJ銀行	1,170	4.02
星友持株会	948	3.26
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	823	2.83
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	760	2.62
三井物産㈱	750	2.58
三菱UFJ信託銀行㈱	686	2.36
大同生命保険㈱	677	2.33
三ツ星ベルト社員持株会	617	2.12

（注）１．当社は自己株式3,527,018株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
３．上記の持株数には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　3,006千株
日本マスタートラスト信託銀行㈱　1,514千株

Ⅲ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長（社長執行役員）		垣内　一
取締役（専務執行役員）	研究・製品開発部門担当、安全環境管理部担当、品質保証本部担当 ㈱神鋼環境ソリューション社外取締役	山口良雄
取締役（専務執行役員）	産業資材事業部門技術部門担当兼産業資材特機部長	中嶋正仁
取締役（上席常務執行役員）	産業資材営業第１事業部長	片山　孝
取締役（常務執行役員）	経営企画室長、総務部担当、東京地区担当	池田　浩
取締役	東京大学大学院経済学研究科教授	宮尾龍蔵
監査役（常勤）		黒野正治
監査役		奥島吉雄
監査役	(一財)簡易保険加入者協会理事	橋本正幸
監査役	石油連盟専務理事、㈱石油産業技術研究所取締役	奥田真弥

(注) 1．取締役宮尾龍蔵氏は、社外取締役であります。
2．監査役橋本正幸及び監査役奥田真弥の両氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役宮尾龍蔵氏、並びに監査役橋本正幸及び監査役奥田真弥の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．代表取締役会長西河紀男及び取締役小田芳裕の両氏、並びに監査役大久保裕晴氏は、2019年６月27日開催の第104回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
5．取締役池田浩及び監査役奥田真弥の両氏は、2019年６月27日開催の第104回定時株主総会で新たに選任され、就任しました。
6．取締役宇佐美貴史氏は、2019年10月14日逝去により退任しました。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員	三ツ星ベルト技研㈱取締役社長	羽村　健
常務執行役員	情報システム部長、名古屋地区担当	佐々木　孝
常務執行役員	財務部長兼法務部長	増田健吉
常務執行役員	産業資材管理統括部長	又場敬司
常務執行役員	人事部長	倉本信二
常務執行役員	建設資材事業部長	下村　徹
執行役員	産業資材生産管理センター長	熊﨑敏美
執行役員	ピー・ティ セイワ インドネシア取締役社長	石田和利
執行役員	産業資材生産統括部長兼四国工場長、四国地区担当	竹田和浩
執行役員	購買部長	高田俊通
執行役員	三ツ星ベルト販賣㈱取締役社長	森田直嗣
執行役員	エンジニアリング事業部長	永田昭裕
執行役員	エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション取締役副会長	西河伸恭
執行役員	産業資材製品技術第２部長	出口　勲

２．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象人員	報酬等の総額
取締役	9 名	161 百万円
監査役	5 名	28 百万円
合計	14 名	190 百万円

（注）１．上記のうち、社外取締役２名（退任取締役１名を含む）及び社外監査役３名（退任監査役１名を含む）に対する報酬等の総額は21百万円であります。
２．上記には、2019年６月27日開催の第104回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名及び社外監査役１名、2019年10月14日逝去により退任した社外取締役１名に対する報酬等の額を含んでおります。
３．上記のほか、2004年６月29日開催の第89回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、退任取締役２名に対して総額で役員退職慰労金163百万円を支給しております。

3．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	宇佐美　貴　史 (2019年10月14日 逝去により退任)	(1) 取締役会への出席状況　出席率は100%（6／6回）であります。 〔主な活動状況〕 主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。
社外取締役	宮　尾　龍　蔵	(1) 取締役会への出席状況　出席率は84.6%（11／13回）であります。 〔主な活動状況〕 主に経済学者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	橋　本　正　幸	(1) 取締役会への出席状況　出席率は92.3%（12／13回）であります。 (2) 監査役会への出席状況　出席率は90.9%（10／11回）であります。 〔主な活動状況〕 主に企業経営における豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	奥　田　真　弥 (2019年6月27日就任)	(1) 取締役会への出席状況　出席率は100%（10／10回）であります。 (2) 監査役会への出席状況　出席率は100%（8／8回）であります。 〔主な活動状況〕 主に経営者としての豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅳ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の額	40 百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40 百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅴ　会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針及び当該基本方針の運用状況の概要

1．業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の内容

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容は、以下のとおりであります。（最終改定　2015年４月28日）

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的に実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

2．業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の運用状況の概要

2019年４月１日以降2020年３月31日までの期間の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員・従業員が遵守するべきルールとして“三ツ星ベルトグループ行動基準”を定めており、その周知徹底を図るとともに、当社においては、2015年５月１日に社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心として、コンプライアンス活動を推進してまいりました。2019年度も、同委員会において、2019年度の当社の重大コンプライアンスリスクを特定し、それぞれの重大コンプライアンスリスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、ＰＤＣＡサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大コンプライアンスリスクの決定」及び「各重大コンプライアンスリスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大コンプライアンスリスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2020年度の同委員会を中心とするコンプライアンス推進活動に反映させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける体制をとり、運用しております。

また、社外の弁護士事務所を窓口とする国内子会社を含む通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置しており、その周知徹底を図ることによって、すべての国内の当社グループの役員又は従業員の法令・定款違反若しくはそのおそれ等について、早期発見と是正による自浄解決を図っております。

反社会的勢力の排除については、不当要求防止責任者を設置するとともに、従来より継続して、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社法及び「文書管理規程」等に基づき、全取締役会の議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を行いました。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

2015年５月１日に社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、同委員会を中心として、リスク管理活動を推進してまいりました。2019年度も、同委員会において、当社の重大リスクを特定し、それぞれの重大リスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、ＰＤＣＡサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大リスクの決定」及び「各重大リスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大リスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2020年度の同委員会を中心とするリスク管理活動に反映させております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来より、執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にしております。

また、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年６月に見直すことにより効率的執行を図っております。また、従来より「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとり、運用しております。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しております。また、監査部は、当社及び当社の子会社について、年間監査計画を作成し、同計画に従い往査を実施しました。また、計画外であっても往査を必要と認めた場合は往査を行いました。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」については、金額的及び質的影響の重要性を考慮して評価対象を選定し、各社における全社的な内部統制の評価を実施するとともに会計監査人による監査を受けております。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に毎月度経営報告書を提出させることにより、各子会社の損益状況と問題点を当社に報告させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告をさせております。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべきものとしており、かかる規程に沿って運用しております。また、同規程に基づき、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告させております。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の方針に基づき、各子会社は2019年度の各社の損益計画を2019年３月開催の当社取締役会において承認を得た上で、2019年度の経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリングを行っております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
常勤監査役の要請に基づき、兼務の補助使用人を選定しております。

(7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。また、補助使用人の人事評価について、監査役の意見を聴取の上考慮されております。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、当社監査役の取締役会への出席及び社内重要会議への出席、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行っております。
また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告するとともに、当社の監査役からの個別の要請に応じて、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、従業員は、業務執行に関する事項について当社監査役に個別に報告を行っております。
さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を「三ツ星ヘルプライン利用規程」に基づき運用しております。

(9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて、同規程の費用処理の手続に従い、処理しております。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の３者間で意見交換を図っております。

（注）本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**65,170**	**流動負債**	**19,826**
現金及び預金	31,360	支払手形及び買掛金	9,103
受取手形及び売掛金	14,687	短期借入金	2,324
商品及び製品	12,983	１年内返済予定の長期借入金	2,200
仕掛品	2,099	未払金	1,916
原材料及び貯蔵品	3,128	未払法人税等	652
その他	1,021	賞与引当金	837
貸倒引当金	△110	その他	2,792
固定資産	**35,984**	**固定負債**	**9,374**
有形固定資産	**23,244**	長期借入金	2,700
建物及び構築物	6,495	繰延税金負債	3,797
機械装置及び運搬具	8,450	退職給付に係る負債	1,581
工具器具及び備品	2,094	役員退職慰労引当金	22
土地	3,930	その他	1,273
リース資産	1,318	**負債合計**	**29,201**
建設仮勘定	954	**純資産の部**	
無形固定資産	**1,396**	**株主資本**	**67,745**
ソフトウェア	1,118	資本金	8,150
ソフトウェア仮勘定	218	資本剰余金	2,111
その他	58	利益剰余金	63,272
投資その他の資産	**11,344**	自己株式	△5,788
投資有価証券	10,040	**その他の包括利益累計額**	**4,207**
繰延税金資産	976	その他有価証券評価差額金	5,669
その他	345	為替換算調整勘定	△1,294
貸倒引当金	△18	退職給付に係る調整累計額	△166
		純資産合計	**71,953**
資産合計	**101,154**	**負債純資産合計**	**101,154**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結損益計算書 （自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**71,051**
売上原価		**49,206**
売上総利益		**21,845**
販売費及び一般管理費		**14,545**
営業利益		**7,299**
営業外収益		
受取利息及び配当金	592	
その他	290	**883**
営業外費用		
支払利息	57	
その他	465	**523**
経常利益		**7,659**
特別利益		
投資有価証券売却益	154	**154**
税金等調整前当期純利益		**7,814**
法人税、住民税及び事業税	2,141	
法人税等調整額	208	**2,349**
当期純利益		**5,464**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,464**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日期首残高	8,150	2,111	59,713	△3,320	66,654
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,906		△1,906
親会社株主に帰属する当期純利益			5,464		5,464
自己株式の取得				△2,467	△2,467
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,558	△2,467	1,091
2020年３月31日期末残高	8,150	2,111	63,272	△5,788	67,745

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2019年４月１日期首残高	5,907	27	△169	5,765	72,419
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,906
親会社株主に帰属する当期純利益					5,464
自己株式の取得					△2,467
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△237	△1,322	2	△1,558	△1,558
連結会計年度中の変動額合計	△237	△1,322	2	△1,558	△466
2020年３月31日期末残高	5,669	△1,294	△166	4,207	71,953

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数22社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー、三ツ星ベルト技研㈱、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、三ツ星ベルト販賣㈱、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッドであります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてそれぞれが小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社（ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッド）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法
（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに当社及び子会社の特定資産（生産システムの開発・試作事業所用資産）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	３～10年

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

③ ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．会計方針の変更

（国際財務報告基準第16号「リース」の適用）

国際財務報告基準を適用している在外子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。

当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

6．表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで有形固定資産の「機械装置及び運搬具」に含めて表示しておりました「リース資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「リース資産」は340百万円であります。

（連結貸借対照表関係）
有形固定資産の減価償却累計額　　67,377百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	32,604,198株	－	－	32,604,198株

2．配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	1,089百万円	36円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日取締役会	普通株式	816百万円	27円	2019年9月30日	2019年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	785百万円	27円	2020年3月31日	2020年6月29日

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されていますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップを利用してヘッジしております。
デリバティブ取引は、主として、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
	百万円	百万円	百万円
（1）現金及び預金	31,360	31,360	－
（2）受取手形及び売掛金	14,687	14,687	－
（3）投資有価証券	9,906	9,906	－
資　産　計	55,953	55,953	－
（1）支払手形及び買掛金	9,103	9,103	－
（2）短期借入金	2,324	2,324	－
（3）長期借入金	4,900	4,903	3
負　債　計	16,328	16,331	3
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、並びに（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金（１年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債（3）参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額85百万円）及び非連結子会社株式（連結貸借対照表計上額48百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額　　2,474円56銭

２．１株当たり当期純利益　　183円61銭

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**38,896**	**流動負債**	**29,391**
現金及び預金	16,734	支払手形	1,425
受取手形	2,688	買掛金	10,318
売掛金	13,915	短期借入金	2,303
商品及び製品	2,787	1年内返済予定の長期借入金	2,200
仕掛品	760	未払金	1,453
原材料及び貯蔵品	273	未払費用	550
短期貸付金	965	未払法人税等	25
その他	820	預り金	9,917
貸倒引当金	△47	賞与引当金	383
固定資産	**43,317**	設備関係支払手形	148
有形固定資産	**13,343**	その他	664
建物	4,480	**固定負債**	**5,741**
構築物	229	長期借入金	2,700
機械及び装置	3,290	繰延税金負債	2,485
車両運搬具及び工具器具備品	1,553	その他	556
土地	3,370	**負債合計**	**35,133**
建設仮勘定	418	**純資産の部**	
無形固定資産	**1,368**	**株主資本**	**41,389**
ソフトウェア	1,109	資本金	8,150
ソフトウェア仮勘定	218	資本剰余金	2,037
その他	40	資本準備金	2,037
投資その他の資産	**28,604**	その他資本剰余金	0
投資有価証券	9,940	利益剰余金	36,990
関係会社株式	17,459	その他利益剰余金	36,990
長期貸付金	1,000	価格変動準備金	150
その他	225	海外投資等損失準備金	258
貸倒引当金	△20	固定資産圧縮積立金	666
		別途積立金	2,019
		繰越利益剰余金	33,896
		自己株式	△5,788
		評価・換算差額等	**5,690**
		その他有価証券評価差額金	5,690
		純資産合計	**47,080**
資産合計	**82,213**	**負債純資産合計**	**82,213**

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

損益計算書 （自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**42,054**
売上原価		**34,218**
売上総利益		**7,836**
販売費及び一般管理費		**7,212**
営業利益		**623**
営業外収益		
受取利息及び配当金	757	
その他	1,271	**2,029**
営業外費用		
支払利息	86	
その他	607	**693**
経常利益		**1,959**
特別利益		
投資有価証券売却益	154	**154**
税引前当期純利益		**2,114**
法人税、住民税及び事業税	426	
法人税等調整額	12	**438**
当期純利益		**1,675**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書 （自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					価格変動準備金	海外投資等損失準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
2019年４月１日期首残高	8,150	2,037	0	2,037	150	258	698	2,019
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△32	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△32	－
2020年３月31日期末残高	8,150	2,037	0	2,037	150	258	666	2,019

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2019年４月１日期首残高	34,094	37,220	△3,320	44,087	5,916	5,916	50,004
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	32	－		－			－
剰余金の配当	△1,906	△1,906		△1,906			△1,906
当期純利益	1,675	1,675		1,675			1,675
自己株式の取得			△2,467	△2,467			△2,467
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△225	△225	△225
事業年度中の変動額合計	△198	△230	△2,467	△2,697	△225	△225	△2,923
2020年３月31日期末残高	33,896	36,990	△5,788	41,389	5,690	5,690	47,080

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）デリバティブ……時価法

（3）たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～50年

機械装置及び運搬具　　３～９年

（2）無形固定資産

定額法

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息
(3) ヘッジ方針
リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5．完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)
1．有形固定資産の減価償却累計額　34,804百万円

2．関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権　12,927百万円　長期金銭債権　1,000百万円　短期金銭債務　15,705百万円

(損益計算書関係)
関係会社との取引高　売上高　23,751百万円
仕入高　12,827百万円
営業取引以外の取引高　115百万円

(株主資本等変動計算書関係)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,349,312株	1,177,706株	－	3,527,018株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、市場買付による増加1,177,500株及び単元未満株式の買取りによる増加206株であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	143百万円
関係会社株式	129
賞与引当金	117
長期未払金	82
その他	154
繰延税金資産小計	628
評価性引当額	△361
繰延税金資産合計	266
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,307
固定資産圧縮積立金	△293
その他	△150
繰延税金負債合計	△2,751
繰延税金負債の純額	△2,485

（関連当事者との取引）

子会社及び関連会社等

種　類	会社の名称等	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	三ツ星ベルト販賣㈱	所有 直接 100%	当社製品の販売	当社製品の販売(注) 1	百万円 13,435	売掛金	百万円 7,072
				資金の預り (注) 2	–	預り金	百万円 2,687
子会社	三ツ星ベルト技研㈱	所有 直接 100%	当社製品の仕入	当社製品の仕入(注) 1	百万円 3,602	買掛金	百万円 2,221
				資金の預り (注) 2	–	預り金	百万円 4,769
子会社	ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	百万円 1,000	長期貸付金	百万円 1,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社製品の販売及び仕入については、市場価格等を勘案して決定しております。
2．資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）によるものであります。
なお、利息については、市場金利を勘案して決定しております。
3．貸付金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。
4．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（1株当たり情報）

1．1株当たり純資産額	1,619円16銭
2．1株当たり当期純利益	56円30銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

2020年５月25日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上田美穂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗原裕幸 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

2020年５月25日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上田美穂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗原裕幸 ㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

三ツ星ベルト株式会社　監査役会

常勤監査役　黒　野　正　治　㊞

監　査　役　奥　島　吉　雄　㊞

社外監査役　橋　本　正　幸　㊞

社外監査役　奥　田　真　弥　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、長期・安定的な経営基盤の確立による株主の皆様への安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、下記のとおり１株につき27円（中間配当を含め54円）といたしたいと存じます。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき……金27円

総 額 ……785,083,860円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役宇佐美貴史氏は2019年10月14日に逝去されました。つきましては、新たに取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
※ 奥田 真弥（おくだ しんや） 1952年７月26日生	1976年４月　通商産業省（現 経済産業省）入省 2007年５月　㈳関西経済連合会専務理事 2008年７月　住友金属工業㈱入社 2011年６月　同社取締役専務執行役員 2012年10月　新日鐵住金㈱（現 日本製鉄㈱）常務執行役員 2015年６月　石油連盟専務理事（現任） 2019年６月　当社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 石油連盟専務理事 ㈱石油産業技術研究所取締役	200株	なし

【社外取締役候補者とした理由】

奥田真弥氏は、経済産業省や関西経済連合会で要職を務められ、また、住友金属工業㈱等で経営に携わられ、経営者としての豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役在任期間中において独立した立場から活発に意見を述べ、その責務を十分に果たしていただいております。これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を社外取締役候補者としました。

（注）１．※印は新任候補者であります。
２．奥田真弥氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年となります。なお、同氏は本定時株主総会の終結の時をもって当社社外監査役を辞任いたします。
３．奥田真弥氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
４．奥田真弥氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役黒野正治及び監査役橋本正幸の両氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり、また、監査役奥田真弥氏が辞任により退任されます。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者田中純氏は退任監査役奥田真弥氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
1	※ 増田（ます だ） 健吉（けんきち） 1951年12月５日生	1974年４月　大阪ガス㈱入社 2006年７月　当社入社 2007年４月　当社管理本部総務部長 2008年１月　当社財務部長（現任） 2011年12月　当社執行役員 2013年５月　当社経営サポート推進本部長兼同本部法務部長 2016年４月　当社常務執行役員（現任） 2017年４月　当社法務部長（現任）	6,300株	なし
	【監査役候補者とした理由】 増田健吉氏は、財務部や法務部等の管理部門の責任者を務めるなど、財務・法務について豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の実状に精通しております。当社の経営全般の監視とコンプライアンスの向上に最適な人材と判断し、同氏を監査役候補者としました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
2	※ 辻 泰弘（つじ やすひろ） 1955年12月27日生	1978年４月　民社党本部政策審議会入局 1995年７月　日本労働組合総連合会 経済産業局部長、秘書室部長 2001年７月　参議院議員 2009年１月　参議院厚生労働委員会委員長 2011年９月　厚生労働副大臣 2016年５月　東京医療保健大学医療保健学部客員教授（現任） 〔重要な兼職の状況〕 東京医療保健大学医療保健学部客員教授	0株	なし
	【社外監査役候補者とした理由】 辻泰弘氏は、国会議員や厚生労働副大臣として国政に携わることで培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役候補者としました。 なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
3	※ 田中 純（たなか じゅん） 1955年7月31日生	1979年4月　㈱神戸製鋼所入社 2011年7月　同社監査部長 2014年6月　㈱神鋼環境ソリューション社外監査役 2019年6月　㈱神戸製鋼所嘱託（現任） 神鋼アルミ線材㈱監査役（現任） 神鋼メタルプロダクツ㈱監査役（現任） ジャパン スーパーコンダクタ テクノロジー㈱監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱神戸製鋼所嘱託 神鋼アルミ線材㈱監査役 神鋼メタルプロダクツ㈱監査役 ジャパン スーパーコンダクタ テクノロジー㈱監査役	0株	なし
	【社外監査役候補者とした理由】 田中純氏は、長年㈱神戸製鋼所や同社グループ会社の監査業務に携わり、監査部長や監査役として培われた豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役候補者としました。			

（注）１．※印は新任候補者であります。
２．辻泰弘及び田中純の両氏は社外監査役候補者であります。両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
なお、田中純氏は現在、㈱神戸製鋼所の嘱託であります。当社は同社の株式を保有しておりましたが、その持株比率は0.1％未満であり、既に保有株式を全数売却しており、また、同社グループと当社グループとの間には取引がありますが、取引額の同社及び当社の連結売上高に対する比率は１％未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
３．田中純氏が㈱神鋼環境ソリューションの社外監査役として在任中でありました2018年３月、同社は、㈱神戸製鋼所において設置された外部調査委員会による調査の結果、品質不適切行為が確認されたと公表しました。同氏は、本不適切行為が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、従前から取締役会等において、自らの経験・見識等から有用な助言等を行っており、また、当該事実の判明後においては、内部統制の更なる強化について発言するなど、その職責を果たされました。
４．辻泰弘及び田中純の両氏が選任された場合は、当社は両氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年６月27日開催の第104回定時株主総会において補欠監査役に選任された加藤一郎氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、監査役の員数が欠けた場合における監査業務の継続性を維持するため、「第３号議案　監査役３名選任の件」が承認可決された場合に社外監査役に就任予定の辻泰弘氏及び田中純氏の補欠の社外監査役として、１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
加藤（かとう） 一郎（いちろう） 1955年４月１日生	1983 年 ４月　弁護士登録 1983 年 ４月　小堀合同法律事務所（現 村田・加藤・小森法律事務所）入所、現在に至る	0株	なし
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 加藤一郎氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験等を有しており、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を補欠の社外監査役候補者としました。			

（注）１．加藤一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

２．加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以　上

第105回
定時株主総会

会場ご案内略図

《 株主総会 会場 》

神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号

当社 神戸本社総合管理センター　１階ホール

電話：078-671-5071（代表）

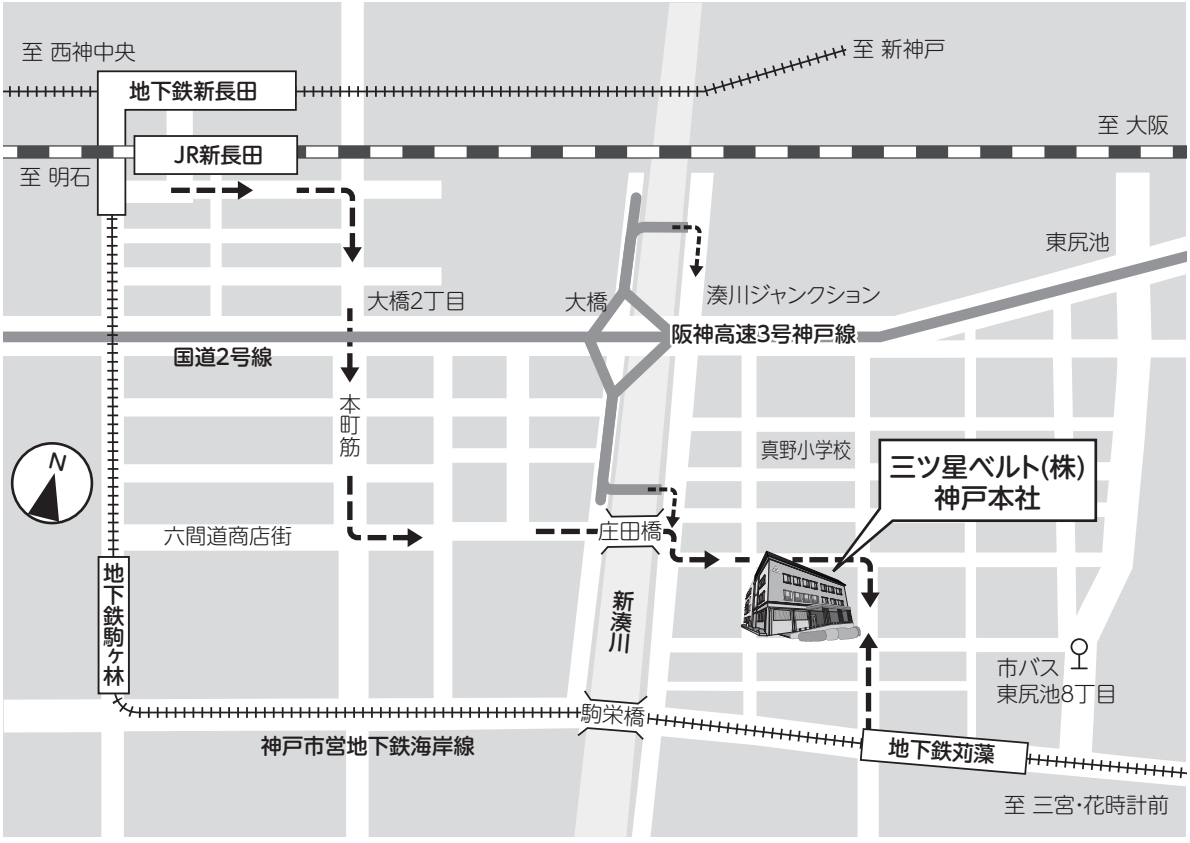

交通のご案内

- 「地下鉄海岸線苅藻」駅から徒歩約３分
- 「JR新長田」・「地下鉄新長田」各駅から徒歩約15分

UD FONT